

清流の国ぎふ 森林・環境税

清流の国ぎふ 森林・環境税は 令和9年3月まで期間を延長します

岐阜県では、豊かな森林や清らかな川を守るため、平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入し、5年ごとに見直しをしながら、自然環境の保全・再生に向けた取組みを進めています。

自然環境の保全・再生には相当の時間と継続的な取組みが必要であるため、令和4年度以降についても制度を継続することとなりました。

引き続き、県民の皆様、県内の法人の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



清流の国ぎふ森林・環境税のしくみ

	個人	法人
納税義務者	(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、 県内に家屋敷等をもっている方 ※前年の所得金額が一定の基準を下回るなど、 一定の条件を満たす方は非課税です	県内に事務所、事業所などがある 法人等
税額(率)	年額1,000円	資本金等の額により 年額2,000円~80,000円 (県民税均等割額の10%相当額)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せします	
徴収の方法	個人市町村民税と併せて市町村が 徴収し、市町村から県へ払い込まれます	法人県民税の申告納付の際に 併せて県が徴収します
課税の期間	平成24年度から令和8年度までの 15年間	平成24年4月1日から 令和9年3月31日までの間に 開始する事業年度分



岐阜県